2025 年 1 月 1 日

吸収分割に係る事後開示書面

（会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号
並びに会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項）

東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 32F
株式会社ハウテレビジョン
代表取締役社長　音成 洋介

東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 32F
Liiga 株式会社
代表取締役社長　池内 淳志

株式会社ハウテレビジョン（以下「吸収分割承継会社」といいます。）及び Liiga 株式会社（以下「吸収分割会社」といいます。）は、2024 年 11 月 18 日に締結した吸収分割契約書（以下「本件契約」といいます。）に基づき、2025 年 1 月 1 日を効力発生日（以下「本件効力発生日」といいます。）として、吸収分割会社の中途採用キャリアプラットフォーム事業に関する権利義務（以下「本件承継権利義務」といいます。）を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行いました。本件分割に関する開示事項は次のとおりです。

記

1．本件分割が効力を生じた日
2025 年 1 月 1 日

2．吸収分割会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 2 号）
(1) 会社法第 784 条の2の規定による請求に係る手続きの経過（吸収分割の差止請求）
吸収分割会社は、吸収分割承継会社の完全子会社であるため、該当事項はありません。
(2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過（反対株主の買取請求）
吸収分割会社は、吸収分割承継会社の完全子会社であるため、該当事項はありません。
(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）
本件分割においては、会社法第 787 条第1項第2号の要件を満たす新株予約権が存在しないため、会社法第 787 条の規定による手続は行っておりません。
(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過（債権者の異議）
吸収分割会社は、吸収分割承継会社への債務の承継を重畳的債務引受の方法により行っているため、会社法第 789 条の規定による手続は行っておりません。

3. 吸収分割承継会社における次に掲げる事項(会社法施行規則第 189 条第3号)

(1)会社法第 796 条の2の規定による請求に係る手続の経過(吸収分割の差止請求)

本件分割は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

(2)会社法第 797 条の規定による手続の経過(反対株主の株式買取請求)

本件分割は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

(3)会社法第 799 条の規定による手続の経過(債権者の異議)

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第2項及び第3項の規定に基づき、2024 年 11 月 29 日付で官報及び電子公告において吸収分割公告の掲載を行いましたが、異議申述期限までに、異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本件分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項(会社法施行規則第 189 条第4号)

吸収分割承継会社は、本分割の効力発生日である 2025 年1月1日をもって、吸収分割会社から、本件契約において規定する本件承継権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日(会社法施行規則第 189 条第5号)

本分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の変更登記の申請は、いずれも 2025 年1月1日以降速やかに行う予定です。

6. その他本件分割に関する重要な事項(会社法施行規則第 189 条第6号)

該当事項はありません。

以上